



日本銀行 政策委員会月報

令和5年1月



第876号

※ 本月報の内容について、商用目的で転載・複製を行う場合（引用は含まれません）は、予め日本銀行政策委員会室までご相談ください。
引用・転載・複製を行う場合は、出所を明記してください。

目次

1. 議決事項	1
(1) 金融政策決定会合関係	1
◆金融市場調節方針の決定に関する件（1月17・18日）	1
◆資産買入れ方針の決定に関する件（1月17・18日）	2
◆「当面の金融政策運営について」の公表に関する件（1月17・18日）	2
◆「貸出支援基金運営基本要領」の一部改正等に関する件（1月17・18日）	5
◆「系統中央機関の会員である金融機関による気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの利用に関する特則」の制定に関する件（1月17・18日）	11
◆「共通担保資金供給オペレーション基本要領」の一部改正等に関する件（1月17・18日）	14
◆「経済・物価情勢の展望（2023年1月）」の基本的見解を決定する件（1月17・18日）	18
◆金融政策決定会合の議事要旨（2022年12月19、20日開催分）に関する件（1月17・18日）	18
(2) 通常会合関係	19
◆政策委員会月報（令和4年12月）に関する件（1月13日）	19

◆令和5年度の銀行券発注高に関する件（1月31日）	19
---------------------------------	----

2. 報告事項	20
----------------------	-----------

1. 議決事項

(1) 金融政策決定会合関係

◆金融市場調節方針の決定に関する件（1月17・18日）

本委員会は、令和5年1月17・18日の金融政策決定会合において、以下のとおり決定した。

1. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

- (1) 日本銀行当座預金のうち政策金利残高に▲0.1%のマイナス金利を適用する。
 - (2) 10年物国債金利がゼロ%程度で推移するよう、上限を設けず必要な金額の長期国債の買入れを行う。
2. 1. に関し、長短金利操作の運用として、長期金利の変動幅を「±0.5%程度」とし、10年物国債金利について金額を無制限とする0.5%の利回りでの固定利回り方式の国債買入れ（指値オペ）を、明らかに応札が見込まれない場合を除き、毎営業日、実施すること。また、1.の金融市場調節方針と統合的なイーロドカーブの形成を促すため、大規模な国債買入れを継続するとともに、各年限において、機動的に、買入れ額の増額や指値オペを実施すること。

◆資産買入れ方針の決定に関する件（1月17・18日）

本委員会は、令和5年1月17・18日の金融政策決定会合において、長期国債以外の資産の買入れについて、下記のとおりとすることを決定した。

記

1. ETFおよびJ-REITについて、それぞれ年間約12兆円、年間約1,800億円に相当する残高増加ペースを上限に、必要に応じて、買入れを行う。
2. CP等、社債等については、感染症拡大前と同程度のペースで買入れを行い、買入れ残高を感染症拡大前の水準（CP等：約2兆円、社債等：約3兆円）へと徐々に戻していく。ただし、社債等の買入れ残高の調整は、社債の発行環境に十分配慮して進めることとする。

◆「当面の金融政策運営について」の公表に関する件（1月17・18日）

本委員会は、令和5年1月17・18日の金融政策決定会合において、当面の金融政策運営について別紙のとおり公表することを決定した。

別紙

2023年1月18日

日本銀行

当面の金融政策運営について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、以下のとおり決定した。

(1) 長短金利操作（イールドカーブ・コントロール）（全員一致）

① 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針は、以下のとおりとする。

短期金利：日本銀行当座預金のうち政策金利残高に▲0.1%のマイナス金利を適用する。

長期金利：10年物国債金利がゼロ%程度で推移するよう、上限を設けず必要な金額の長期国債の買入れを行う。

② 長短金利操作の運用

長期金利の変動幅を「±0.5%程度」とし、10年物国債金利について0.5%の利回りでの指値オペを、明らかに応札が見込まれない場合を除き、毎営業日、実施する。上記の金融市場調節方針と統合的なイールドカーブの形成を促すため、大規模な国債買入れを継続するとともに、各年限において、機動的に、買入れ額の増額や指値オペを実施する。

(2) 資産買入れ方針（全員一致）

長期国債以外の資産の買入れについては、以下のとおりとする。

① ETFおよびJ-REITについて、それぞれ年間約12兆円、年間約1,800億円に相当する残高増加ペースを上限に、必要に応じて、買入れを行う。

② CP等、社債等については、感染症拡大前と同程度のペースで買入れを行い、買入れ残高を感染症拡大前の水準（CP等：約2兆円、社債等：約3兆円）へと徐々に戻していく。ただし、社債等の買入れ残高の調整は、社債の発行環境に十分配慮して進めることとする。

2. 日本銀行は、①「貸出増加を支援するための資金供給」の貸付実行期限を1年間延長すること、②「気候変動対応オペ」の対象先を拡大し、新たに、系統会員金融

機関を含めること、③「共通担保資金供給オペ」を拡充すること、を決定した（いずれも全員一致）。

3. 日本銀行は、2%の「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を継続する。マネタリーベースについては、消費者物価指数（除く生鮮食品）の前年比上昇率の実績値が安定的に2%を超えるまで、拡大方針を継続する。

当面、新型コロナウイルス感染症の影響を注視し、企業等の資金繰り支援と金融市場の安定維持に努めるとともに、必要があれば、躊躇なく追加的な金融緩和措置を講じる。政策金利については、現在の長短金利の水準、または、それを下回る水準で推移することを想定している。

◆「貸出支援基金運営基本要領」の一部改正等に関する件（1月17・18日）

本委員会は、令和5年1月17・18日の金融政策決定会合において、金融機関の一段と積極的な行動と企業や家計の前向きな資金需要の増加を引き続き促す観点等から、下記の諸措置を講ずることを決定した^{注1)}。

記

1. 「貸出支援基金運営基本要領」（平成24年12月20日決定）を別紙1.のとおり一部改正すること。
2. 「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給基本要領」（平成24年12月20日決定）を別紙2.のとおり一部改正すること。
3. 「系統中央機関の会員である金融機関による成長基盤強化を支援するための資金供給および貸出増加を支援するための資金供給の利用に関する特則」（平成27年3月17日決定）を別紙3.のとおり一部改正すること。
4. 「日本銀行業務方法書中一部変更」（平成24年12月20日決定）を別紙4.のとおり一部変更すること。
5. 「日本銀行組織規程中一部変更」（平成24年12月20日決定）を別紙5.のとおり一部変更すること。

注1) 基本要領等については、インターネット・ホームページをご参照ください。

「貸出支援基金運営基本要領」中一部改正

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日から実施し、令和910年6月30日をもって
廃止する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給基本要領」中一部改正

- 7. を横線のとおり改める。

7. 貸付実行日

令和~~5~~6年6月30日までの別に定める日とする。

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日から実施し、令和~~9~~10年6月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

別紙 3.

「系統中央機関の会員である金融機関による成長基盤強化を支援するための資金供給および貸出増加を支援するための資金供給の利用に関する特則」中一部改正

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

本措置は、本日から実施し、令和910年6月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「日本銀行業務方法書中一部変更」中一部変更

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この業務方法書の一部変更は、平成二十四年十二月二十日から実施し、令和丸十年六月三十日限りその効力を失うものとする。

(附則)

この一部変更は、本日から実施する。

「日本銀行組織規程中一部変更」中一部変更

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この組織規程の一部変更は、平成24年12月20日から実施し、令和~~9~~10年6月30日限りその効力を失うものとする。

(附則)

この一部変更は、本日から実施する。

◆「系統中央機関の会員である金融機関による気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの利用に関する特則」の制定に関する件（1月17・18日）

本委員会は、令和5年1月17・18日の金融政策決定会合において、民間における気候変動対応を幅広く支援するため、「系統中央機関の会員である金融機関による気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの利用に関する特則」を別紙.のとおり制定することを決定した^{注2)}。

注2) 基本要領等については、インターネット・ホームページをご参照ください。

別紙.

系統中央機関の会員である金融機関による気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの利用に関する特則

系統中央機関（信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会および農林中央金庫をいう。以下同じ。）の会員である金融機関（本行の当座預金取引の相手方でないものに限る。以下「会員金融機関」という。）が、「気候変動対応を支援するための資金供給オペレーション基本要領」（令和3年9月22日付政委第55号別紙1.。以下「基本要領」という。）に定める気候変動対応を支援するための資金供給オペレーション（以下「本制度」という。）の貸付対象先である系統中央機関を通じて、本制度を利用する場合の取扱いについては、基本要領によるほか、この特則に定めるとおりとする。

1. 本行による貸付けは、本制度を利用する会員金融機関の各々の系統中央機関に対して行う。
2. 系統中央機関は、本制度の利用を希望する会員金融機関のうち、基本要領3.（1）ハ、に定める開示を行っている先を本制度の利用先とし、基本要領3.（2）に準じて原則として年1回の頻度で見直すこととする。
3. 本制度を利用する会員金融機関は、投融資が気候変動対応に資すると判断する際の基準について、系統中央機関が会員金融機関の利用のために定める基準を踏まえて策定し、基本要領10. に準じて開示する。
4. 系統中央機関は、本制度を利用する会員金融機関に対して、基本要領8. に定めるわが国の気候変動対応に資する投融資（以下「対象投融資」という。）の残高を報告させる。

5. この特則に基づく各系統中央機関の貸付限度額（基本要領8. に基づく各系統中央機関の自らの利用にかかる貸付限度額とは別に定める。）については、本制度を利用する会員金融機関毎に、当該会員金融機関が4. により系統中央機関に報告した対象投融資の残高に相当する貸付限度額を設け、これらの総額とする。
6. 系統中央機関は、本制度に基づき本行から受けた貸付けのうち各会員金融機関の利用にかかるものの全額について当該会員金融機関に対して貸付けを行う。この場合、貸付期間、貸付利率等については、本行から受けた貸付けと同等の条件によるものとする。
7. 系統中央機関は、本制度の利用を希望する会員金融機関との間で、会員金融機関に対する与信管理の適切性確保のほか、本制度の趣旨に照らし、この特則による貸付けの適切な運営の確保のために必要な措置を講ずる。
8. 本行は、会員金融機関および系統中央機関がこの特則に定める事項に著しく背馳した場合には、この特則による貸付けを認めないなど必要な措置を講ずることができるものとする。

(附則)

本措置は、総裁が別に定める日から実施し、基本要領の廃止日をもって廃止する。

◆「共通担保資金供給オペレーション基本要領」の一部改正等に関する件（1月17・18日）

本委員会は、令和5年1月17・18日の金融政策決定会合において、金融調節の円滑化を図る観点から、下記の諸措置を講ずることを決定した^{注3)}。

記

1. 「共通担保資金供給オペレーション基本要領」（平成18年4月11日決定）を別紙1.のとおり一部改正すること。
2. 「「共通担保資金供給オペレーション基本要領」等の特則に関する件」（平成28年1月29日決定）を別紙2.のとおり一部改正すること。

注3) 基本要領等については、インターネット・ホームページをご参照ください。

「共通担保資金供給オペレーション基本要領」中一部改正

- 5. を横線のとおり改める。

5. 貸付期間

~~（1）金利入札方式の場合~~

~~金融市場の情勢等を勘案して貸付けのつど決定する1年以内の期間とする。~~

~~（2）固定金利方式の場合~~

~~金融市場の情勢等を勘案して貸付けのつど決定する10年以内の期間とする。~~

（附則）

この一部改正は、総裁が別に定める日から実施する。

「共通担保資金供給オペレーション基本要領」等の特則に関する件」
中一部改正

- 本文を横線のとおり改める。

当分の間、下記1. から4. までの利率については、それぞれの規定にかかわらず、年0%それぞれ下記1. から4. までに定めるとおりとする。

記

1. 「共通担保資金供給オペレーション基本要領」（平成18年4月11日付政委第31号別紙1.）6.（2）に定める固定金利方式における貸付利率

年限ごとの国債の市場実勢相場を踏まえ、金融市場調節方針と整合的なイールドカーブの形成を促す観点から、貸付けのつど決定する利率

2. 削除

3. 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給基本要領」（平成22年6月15日付政委第51号別紙1.）6. に定める貸付利率

年0%

4. 「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給基本要領」（平成24年12月20日付政委第107号別紙2.）6. に定める貸付利率

年0%

(附則)

この一部改正は、総裁が別に定める日から実施する。

◆「経済・物価情勢の展望（2023年1月）」の基本的見解を決定する件（1月17・18日）

本委員会は、令和5年1月17・18日の金融政策決定会合において、「経済・物価情勢の展望（2023年1月）」の基本的見解^{注4)}を決定した。

◆金融政策決定会合の議事要旨（2022年12月19、20日開催分）に関する件（1月17・18日）

本委員会は、令和5年1月17・18日の金融政策決定会合において、金融政策決定会合の議事要旨（2022年12月19、20日開催分）^{注5)}を承認した。

注4) インターネット・ホームページをご参照ください（1月18日公表）。

注5) インターネット・ホームページをご参照ください（1月23日公表）。

(2) 通常会合関係

◆政策委員会月報（令和4年12月）に関する件（1月13日）

本委員会は、令和5年1月13日、政策委員会月報（令和4年12月）を承認した。

◆令和5年度の銀行券発注高に関する件（1月31日）

本委員会は、令和5年1月31日、令和6年度上期を目途に発行を開始する新様式銀行券の円滑な流通を確保する観点から、令和5年度の銀行券発注高を、30.3億枚（すべて新様式銀行券）とすることを決定した^{注6)}。

注6) 「令和5年度の銀行券発注高」については、インターネット・ホームページをご参照ください（1月31日公表）。

2. 報告事項

- 金融機関の業務運営動向とリスクの状況に関する定例報告（金融機構局）

令和5年2月14日

日本銀行政策委員会月報（第876号）

編集兼発行者 日本銀行政策委員会室長
千田 英 継

発行所 日 本 銀 行

東京都中央区日本橋本石町 2の1の1
電話 03-3279-1111(代表)

本月報に関する照会は、日本銀行政策委員会室(03-3277-3680〈直通〉)までお寄せください。